

あっせん人列伝

第3回 岡田 康男 会員(34期)



連載企画第3回は、本センター運営委員会元委員長でもあり、あっせん人の経験も豊富な岡田康男会員です。
(聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 高木 理恵子)

Q1 本センターのあっせん手続きが優れている点を教えてください。

①あっせん人には経験豊富な弁護士がなるので、公正さと適切さが担保される点ですね。当事者が一番気にする点だと思います。次に、②当事者主体の話し合いを重視する手続きなので、双方の話を十分時間をとってしっかり聴きます。話したいことをしっかり話せたということは当事者の納得感につながります。さらに、③手続きが柔軟な点です。公正さを害しない限り、できるだけ当事者の意向に沿うように運用しています。例えば、あっせん人によっては土日にあっせん人の事務所で期日を開催したり、短期集中が必要な時は2週間に3期日を入れたりすることもあります。強調したいのはこの3点ですね。

Q2 あっせん手続きが適していると考える事案について教えてください。

「当事者が強く解決を望んでいるが、当事者間の話し合いでは埒が明かない。他方で、訴訟要件に疑義がある等裁判所での手続きにはなじまない」といった事案です。

75歳の弟が80歳の兄から突然40年前の建築代金の支払いを求められ、いくら説明しても納得してもらえず困っているのを解決したい、という事案で私はあっせん人を務めました。証拠の書類も残っていないし、時効も問題です。ただ、弟さんによると、お兄さんは脳梗塞の手術後、怒りっぽく頑固になって、明らかに誤解でも譲らなくなってしまったが、これまで立派な人生を歩んできた人で、自分も幾多の支援を受けてきて尊敬する気持ちは変わらない、兄弟関係を壊さずに円満に解決したいというんですね。お兄さんの家族も円満な解決を願っており子ども3人が同行していました。

私は、お兄さんに好きなだけ話をしてもらって、とこ

とん話を聞きました。お兄さんの記憶力に不安があったので、お子さんたちに同席してもらってね。そうしたら、お兄さんは、金銭が問題ではなく、請求をしたときに、弟が弁済したことを説明するだけで、感謝の気持ちが示されないのが、恩義に背かれたと思い込んで怒っていたのです。そこで、私は、お兄さんに法的に請求が認められ難いことを説明し納得してもらった上で、期日において弟さんが多少の謝礼金を渡し長年の支援に対する感謝の気持ちを表明するという和解案を提示しました。双方共に納得して和解成立になり、当事者もお子さんたちも喜んでおられました。

Q3 あっせん人を務める際に心がけていることを教えてください。

まず、①手続きはできるだけ当事者の意向に沿って柔軟な運用をします。次に、②できる限り同席対話を試みます。また、③双方からこれで十分だという程度まで話を聴きます。その上で、④早めに不足資料を提出してもらい、不明部分を釈明してもらって争点を確定して事実関係を整理し概ねの心証を形成します。その後、⑤心証をある程度開示して、解決案を双方に出してもらい、すり合わせをして成案を模索します。当事者から和解案が出ないときは、あっせん人から提案します。概ね1乃至3回期日で結論が出ます。

当事者があっせんに来るということは、解決したい気持ちが強いということ。あっせん人もその気持ちに応え、情熱をもって対応します。当事者の解決意欲の強さ、あっせん人の情熱の強さに比例して、相乗効果ですごく気持ちのいい解決ができますね。

岡田康男会員プロフィール

1979年弁護士登録。2005年東京弁護士会弁護士倫理委員会委員長。2008年から2010年まで東京弁護士会紛争解決センター運営委員会委員長。東京簡易裁判所調停委員。東京家庭裁判所調停委員。